

11月5日から

住民票・マイナンバーカード等に 旧姓(旧氏)が併記できます

今後、さまざまな場面で旧姓を使用しやすくするため、婚姻等で氏に変更があった場合でも、これまで名乗ってきた氏を住民票・マイナンバーカード(通知カード)・印鑑証明に併記することができるようになります。
※旧姓(旧氏)とは…その人の過去の戸籍上の氏のことです。

旧姓(旧氏)併記Q&A

Q旧姓を併記するには、どうしたらいいの？

A請求手続きが必要です。
旧姓の記載されている戸籍謄本等から、現在の氏が記載されている戸籍に至るすべての戸籍謄本等が必要です。
【申請に必要なもの】
マイナンバーカード(写真付き)または通知カード【本人確認書類(免許証など)も必要】

Q旧姓はどのようなものを併記できますか？

A旧姓を初めて併記する場合、本人の戸籍謄本等に記載されている過去の氏の中から1つを選んで併記することができます。なお、引越して他の市町村に転入した場合、住民票等に併記されている旧姓は引き継がれます。

Q併記されている旧姓を表示しないようにすることはできますか？

A住民票等の証明書では、旧姓は氏名と併せて公証されていて、旧姓または氏の一方だけ表示することはできません。必ず両方が表示されます。

Q旧姓を削除することはできますか？

A必要がなくなった場合などには、旧姓を削除することができます。ただし、旧姓を削除した場合には、その後、氏が変更したときに限り、削除後に新たに生じた旧姓の中から1つを選んで再び併記することができます。

お問い合わせ●住民課住民係 ☎ 76-5401

11月は動物による危害防止対策強化月間

マナーを守り動物による事故や迷惑を防止しましょう

●犬にかまれる事故が平成30年度は県内で140件発生

- 犬の放し飼いは禁止です
- 犬を飼う場合には、事故を起こさないようなしつけ・飼い方をすることが重要です
- 飼い犬が人をかんだ時は保健所へ届け出し、狂犬病の疑いがないかどうか獣医師の検診を受けさせることが必要です
- 犬は来訪者の届かない場所で飼いましょう。門や玄関から犬が飛び出さないよう注意してください

●犬の登録と年1回の狂犬病予防接種は、法律に定められた飼い主の義務です

●猫は屋内で飼いましょう

- 糞尿や鳴き声による被害の防止、感染症等の危険から猫や人を守ることができます
- 屋外にいる飼い主のいない猫への過度のふれあいは避け、かまれたりしないように注意しましょう

●犬猫合わせて10頭以上飼う場合、保健所への届出が必要(91日齢未満の犬猫を除く)

- 一部のサル、ヘビなどの特定動物を飼う場合は、あらかじめ保健所長の許可が必要です
- ペットがいなくなったらすぐ探し、保健所、警察、動物愛護センターに電話等で届け出ましょう
- 動物に迷子札を付ける、動物病院で「マイクロチップ」を装着・登録するなど、飼い主が分かるようにしましょう
- 動物は責任をもって最後まで面倒をみましょう。やむを得ない事情で飼えなくなった場合、保健所・動物愛護センターでは飼い主探しをお手伝いします
- 動物愛護センターでは、定期的に「犬の飼い方・しつけ方教室」を開催しています。また、動物愛護やしつけ方、動物由来感染症などについて、学校、地域の勉強会に講師を派遣します

お問い合わせ・相談先●香取健康福祉センター ☎ 0478-52-9161
千葉県動物愛護センター ☎ 0476-93-5711
同東葛飾支所 ☎ 04-7191-0050



災害に関する情報

防災行政無線を活用ください

お問い合わせ●総務課 ☎ 76-2611

災害時の緊急的な情報等を皆さんに届けるため、個別受信機を貸与しています。

また、受信機には停電時を想定して乾電池が入っています。1年以上経過して古くなった乾電池は定期的に交換してください。

なお、裏面のねじは絶対に外さないでください。



台風15号による中小企業等支援

被災した中小企業者等に対する復旧のための資金繰りが支援されます。詳細については、各相談窓口にお問い合わせください。

経営相談●千葉県産業振興センター「チャレンジ企業支援センター」☎ 043-299-2907

金融相談●千葉県商工労働部経営支援課金融支援室 ☎ 043-223-2707

【開設時間】 平日・午前9時から午後5時

災害に便乗した悪徳商法にご注意!

台風などの災害時には、それに便乗したさまざまな悪徳商法が発生します。勧誘などの電話や訪問には、慎重な対応を心掛けてください。不審な電話や訪問などがあった場合には、香取警察署(0478-54-0110)まで相談してください。

窓口・お問合せ●税務課 ☎ 76-5402
住民課 ☎ 76-5405

り災証明書

住宅などに被害があった場合、保険の請求や災害廃棄物の処分などに必要な家屋や農業用施設の被害程度を証明するものです。

【必要書類等】①被害状況の確認ができる写真、②印鑑、③委任状、④身分証明になるもの
①~④を揃えて申請してください。

なお、既にり災証明が交付されていても、台風19号で被害が拡大している場合は、再度の申請は可能です。

被災状況を記録してください

災害により被害を受けた場合は、まず、被災した施設などの箇所が分かるように撮影した写真を保存してください。

- 撮影した日付を明確に
- 建物の場合、全体写真(4方向)のほか、被災した箇所の部分写真を撮ってください

税等の減免

住宅が半壊以上となる被害を受けた場合、町税や保険料等に関して、減免を受けることができますので、印鑑をお持ちになり申請してください。

雑損控除(確定申告)

災害により住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告によって、雑損控除もしくは災害減免法による減免のどちらか有利な方法で、所得税及び復興特別所得税の軽減を受けることができます。詳しくは、今後掲載予定の確定申告に係る記事にてご確認ください。

困りごと相談(無料相談)

「暴風により物が飛んできて家の窓ガラスが割れた」などのお悩みに弁護士が応じます。
電話相談●千葉県弁護士会 ☎ 043-227-8431 【受付時間】平日午前9時~正午、午後1時~5時